

山形県都市計画審議会条例

制定	昭和44年7月14日県条例第30号
改正	昭和48年4月1日県条例第34号
改正	平成12年3月21日県条例第35号
改正	平成22年3月19日県条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、山形県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内で知事が任命する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 学識経験のある者 | 9人 |
| (2) 関係行政機関の職員 | 6人 |
| (3) 市町村長を代表する者 | 2人 |
| (4) 県議会の議員 | 6人 |
| (5) 市町村の議会の議長を代表する者 | 2人 |

(任期)

第3条 前条第2項第1号に掲げる者である委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者である委員のうちから、委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員7人以内をもって組織する。
- 3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置き、県職員のうちから知事が任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第35号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、この条例による改正後の山形県都市計画審議会条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員(学識経験のある者のうちから任命された者に限る。)の任期の満了する日までとする。

附 則 (平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。